

## 市道占用許可申請の許可後に関わる手続きについて

市道占用許可申請の許可後における変更等の申請は、次の方法で手続きをお願いします。

- 1 分筆前の地番で申請され、開発申請時に新たな地番となり申請する場合  
様式6 ⇒ 市道占用許可申請書（変更）  
※申請書の右上輪の「変更」に、○印をしてください。  
※法第43条第2項第2号に該当する場合があります。
- 2 市道占用を更新する場合  
様式6 ⇒ 市道占用許可申請書（更新）  
※申請書の右上輪の「更新」に、○印をしてください。  
※許可期間は、許可書に記載してあります。期間満了までに手続きをお願いします。
- 3 占用工事が完了（終了）した場合  
様式9 ⇒ 市道占用工事（路面舗装仮・本復旧）完了届
- 4 相続、合併等により名義・法人名等を変更する場合  
様式12 ⇒ 市道占用地位承継届
- 5 占用許可の権利を譲渡（相続等除く）する場合  
様式13 ⇒ 市道占用権利譲渡承認申請書  
※（例）「安曇野太郎」から「豊科花子」に、  
「安曇野設備工事」名義から「豊科重工」に変更の場合
- 6 占用者の氏名または、住所が変更した場合  
様式15 ⇒ 市道占用等変更届  
※（例）「安曇野太郎」が「豊科太郎」に、  
「安曇野市豊科6000」から「安曇野市穂高7000」に変更の場合
- 7 占用物件を廃止する（した）場合  
様式16 ⇒ 市道占用廃止届  
※原形復旧が必要です。占用物件を撤去し占用者が終了届を提出してください。
- 8 占用料の口座振替について  
所定の用紙がありますので、お問い合わせください。

### 受託者・譲渡人の皆様へ

申請書（添付等を含む）・許可書・権利譲渡承認書等の書類は、申請者若しくは譲受人に引き渡しをお願いします。

★ご不明な点がございましたら、管理登記担当にお問い合わせください。

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 安曇野市<br>都市建設部 維持管理課 管理登記担当<br>【直通電話】 0263-71-2331 |
|---------------------------------------------------|